

令和9年度茨城県立高等学校（全日制・定時制）入学者選抜実施要項

令和9年度茨城県立高等学校全日制課程及び定時制課程の入学者選抜は、この要項の定めるところにより行う。

1 基本方針

茨城県立高等学校の入学者選抜は、各高等学校の課程及び学科の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとし、募集定員の許す限り入学を許可するものとする。

2 応募資格

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和9年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和9年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者又は令和9年3月該当見込みの者

3 募集の課程、学科及び定員 別に定める。

4 一般入学（第1希望校）

すべての高等学校で共通選抜を実施するほか、高等学校の裁量で文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

- (1) 志願校、課程及び学科の選択については、次のとおりとする。

ア 一般入学出願期間（第1希望校出願期間）に出願する高等学校を第1希望校とし、出願は1校1課程1学科（コースを含む。）とする。ただし、共通選抜において、当該第1希望校の出願で次の場合には、それぞれ第1志望に加えて第2志望まで志願することができる。

- (ア) 同一校の同一課程における農業、工業、商業及び水産に関する学科を志願する場合。
- (イ) 普通科のコースを志願する場合。ただし、筑波高等学校を除く。
- (ウ) つくばサイエンス高等学校の普通科又は科学技術科を志願する場合。
- (エ) 多部制の定時制課程における午前の部又は午後の部（IT科においてはA及びBと読み替える。以下同じ。）を志願する場合。

イ 入学志願者は、入学願書の提出後、別に定める期間において、1度に限り志願する学校、課程、学科又はコースを変更することができる。

- (2) 志願の手続については、次のとおりとする。

ア 入学志願者は、入学願書を、自らが卒業した、修了した、若しくは在籍する中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出するものとする。

なお、特色選抜に志願する者は、併せて志願理由書を提出する。ただし、別に定める一部の学校・学科・コース（以下「別に定める学校等」という。）の志願者は、志願理

由書に代えて活動報告書を提出する。

イ 中学校長は、志願先高等学校ごとに、入学志願者から提出された入学願書及び特色選抜における志願理由書（別に定める学校等については、活動報告書）のほか、入学志願者の調査書を提出期間内に志願先高等学校長に対して提出するものとする。

ウ 入学願書等の提出については、郵送を認める。

なお、詳細は別に定める。

エ 入学願書は、インターネットを利用していばらき電子申請・届出サービスにより作成する。入学願書作成の際には、志願者情報の入力・登録（修正を含む。以下同じ。）を令和9年1月6日（水）から令和9年1月27日（水）までに、インターネットを利用していばらき電子申請・届出サービスにて行うものとする。志願先変更及び第2希望校へ出願する際の志願者情報の入力・登録は、別に定める期間にインターネットを利用していばらき電子申請・届出サービスにて行うものとする。

なお、詳細は別に定める。

(3) 入学者の選抜は、調査書、学力検査の成績等を用いて行う。

ア 共通選抜については、次のとおりとする。

(ア) 調査書の様式は、別に定める。

(イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）（「筆記テスト（35分）」、「聞き取りテスト（15分）」）とし、各教科とも50分間で行う。

なお、その出題内容は、中学校学習指導要領（平成29年3月文部科学省告示）に基づくものとし、配点は各教科100点満点とする。

(ウ) 普通科のスポーツ科学コース、音楽科、美術科及びメディア芸術科の志願者については、別に定めるところにより、実技検査を令和9年2月26日（金）に行う。

(エ) 定時制課程の志願者については、志願先高等学校長が必要と認める場合は、別に定めるところにより面接を行うことができる。

なお、多部制の定時制課程において面接を実施する場合は、令和9年2月26日（金）に行う。

(オ) 学力検査を国語、数学及び外国語（英語）（「筆記テスト」、「聞き取りテスト」）とする定時制課程においては、面接を実施し、さらに、志願先高等学校長が必要と認める場合は、作文を実施することができる。

イ 特色選抜については、次のとおりとする。

(ア) 各高等学校は、文化、芸術及び体育等の分野において優れた資質・実績を有する者を対象とする特色選抜を実施することができる。

(イ) 特色選抜枠は、すべての学科において、募集定員の50パーセントを上限とする。

(ウ) 特色選抜を実施する学科においては、(3)アの(イ)に定める学力検査に加えて、特色選抜の志願者に対して面接を実施するほか、作文、実技検査を実施することができる。

なお、別に定める学校等の志願者に対しては、面接に代えてプレゼンテーションを実施することができる。

(4) 学力検査は、令和9年2月25日（木）に行い、特色選抜面接等は、令和9年2月26日（金）に行う。

(5) 追検査については、次のとおりとする。

ア 上記(4)のうち、共通選抜に係る検査等について、インフルエンザなど学校保健安全法

で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、受検することができなかった者を対象とし、追検査を実施する。

イ 学力検査追検査は、令和9年3月4日（木）に行い、共通選抜実技検査追検査及び多部制の定時制課程における面接の追検査は、令和9年3月5日（金）に行う。

(6) 合否判定方法は、次のとおりとする。

ア 特色選抜

特色選抜枠の合格者の決定は、次のように行う。

(ア) 特色選抜に出願した受検者について、調査書、学力検査の成績、面接（別に定める学校等のプレゼンテーションを含む。）の結果及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。学力検査以外の選抜資料の配点等、選抜方法の詳細については各高等学校が定める。

なお、IT科及び科学技術科においては、学力検査の数学及び理科の成績について傾斜配点を行うこととし、その配点は各高等学校が定める。

(イ) 特色選抜において合格と判定されなかった受検者については、特色選抜に出願しなかった他の受検者と併せて「イ 共通選抜」により合否判定を行う。

イ 共通選抜

一般入学志願者のうち、「ア 特色選抜」で合格と判定された者を除く受検者の合否判定は、次のように行う。

(ア) 共通選抜の対象となる受検者全員について、学力検査の得点合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数の80%以内にあり、かつ、調査書の評定合計の順位が募集定員から特例入学者選抜枠及び特色選抜枠の合格者数を引いた数以内にある者をA群とし、残りをB群とする。A群に属する者は、原則として合格とする。ただし、調査書の記載事項又は学力検査の結果に特に問題のある者は保留とし、B群に加える。

(イ) B群に属する者のうちから合格者を選抜する方法は、学力検査の結果を重視した選抜及び調査書の記録を重視した選抜により、合格者を決定する。この2つの選抜で合格する人数の比率は、20:80、30:70、40:60、50:50、60:40、70:30、80:20の中から各高等学校が決定する。

(ウ) 受検者数が募集定員内にあるときには、「募集定員」を「受検者数」と読み替えて選抜する。

(7) 合格者の発表は、令和9年3月11日（木）に行う。

5 一般入学（第2希望校）

4 (1) イに規定する志願先変更の期間が終了した後に出願状況が確定した時点で志願者が募集定員に満たない学校、課程、学科又はコースについて、選抜を実施する。第2希望校に出願できる者は、上記4 (1) アにおいて出願した者に限る。

(1) 志願校、課程及び学科の選択については、一般入学出願期間（第2希望校出願期間）に出願する高等学校を第2希望校とし、出願は1校1課程1学科（コースを含む。）とする。

(2) 志願の手続きについては、別に定める。

(3) 第2希望校における選抜は、第1希望校で受検した学力検査の成績、調査書の評定合計得点及びその他選抜に必要な資料を総合して合格者を決定する。

(4) 第2希望校における合否判定については、別に定める。

(5) 合格者の発表は、令和9年3月11日（木）に行う。

6 欠員補充

- (1) 合格者が募集定員に満たない学科（コースを含む。）について、欠員補充を実施する。
ただし、欠員補充においては、特色選抜は実施しない。
- (2) 志願校及び学科の選択については、1校1課程1学科に限る。
- (3) 志願の手続については、別に定める。
- (4) 欠員補充の選抜に必要な資料は別に定める。
- (5) 欠員補充は、令和9年3月16日（火）に行う。
- (6) 欠員補充における合否判定については、別に定める。
- (7) 合格者の発表は、原則として令和9年3月16日（火）に行う。
- (8) 定時制課程の追加入学については、別に定める。

7 特例入学者選抜

次により実施するほか、詳細は別に定める。

(1) 帰国生徒の特例入学者選抜

全校の全日制課程及び定時制課程において、令和9年2月25日（木）に行う。ただし、例外として、令和9年2月25日（木）及び令和9年2月26日（金）に行う場合もある。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和9年3月4日（木）に行う。

(2) 外国人生徒の特例入学者選抜

全校の全日制課程及び定時制課程において、令和9年2月25日（木）に行う。ただし、例外として、令和9年2月25日（木）及び令和9年2月26日（金）に行う場合もある。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和9年3月4日（木）に行う。

(3) 成人特例入学者選抜

全校の定時制課程において、令和9年2月25日（木）に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和9年3月4日（木）に行う。

8 連携型中高一貫教育校の入学者選抜

茨城県立小瀬高等学校の入学者選抜については、令和9年2月26日（金）に行う。

また、追検査は、「4 一般入学」の(5)アに準じ、令和9年3月5日（金）に行う。

なお、詳細は別に定める。

9 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項については、別に定める。